

## 高知県非住宅建築物木造化促進事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第15条の規定に基づき、高知県非住宅建築物木造化促進事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事業計画の策定

補助事業者が事業を実施しようとするときは、別紙による高知県非住宅建築物木造化促進事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

### 第3 事業計画の決定

知事は、事業計画書の提出があった場合は、事業計画の審査を行うものとし、その結果を第2の規定により提出のあった補助事業者に通知するものとする。

### 第4 事業計画の変更

補助事業者の長は、県要綱第7条の規定による変更が生じた場合等、事業計画の内容に重要な変更が生じたときは、第2の規定による事業計画書を、高知県非住宅建築物木造化促進事業変更計画書（以下「変更計画書」という。）に読み替え提出するものとする。

2 変更事業計画の決定については、第3の規定に準ずるものとする。

### 第5 事業の経理

#### (1) 経理の独立

事業主体の長は、補助事業の経理を独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分することとし、補助事業の対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助金の対象事業費と明確に区分するものとする。

#### (2) 支払

事業費の支払は、支払請求等に基づき納品の状況又は事業の出来高を確認し、その都度行うものとし、領収書を徴収するものとする。

#### (3) 出納

金銭の出納は、原則として金融機関の貯金口座等を通じて行うものとする。

### 第6 検査

知事は、実績報告書に基づき各事業の完了検査を速やかに実施するものとする。

2 概算払請求があったときは、補助事業者へ補助金を支出後、1月以内に精算確認を行うものとする。

### 第7 著作権等

補助事業者は、知事に対し、補助事業の実施により得られた成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することを許諾するものとする。

- 2 補助事業者は、知事に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。
- 3 補助事業者は、第7の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

#### 第8 高知県環境不動産に係る上限加算額

高知県環境不動産の認定のための事前確認通知書に基づき、当該の上限加算額の交付を受けた建築物が、高知県環境不動産の認定に至らなかった場合、当該上限加算額を県に返還するものとする。

#### 第9 県及びCLT建築推進協議会への協力

補助事業者は、県及びCLT建築推進協議会に対し、見学会等における場所の提供に協力するものとする。

#### 第10 雑則

この要領に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年3月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月6日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月6日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年3月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年３月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年３月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月２日から施行する。